



6高福第1185号  
令和6年7月18日

亀岡市地域包括支援センター 管理者様  
居宅介護支援事業所 管理者様  
福祉用具取扱い事業者 管理者様

亀岡市健康福祉部高齢福祉課長  
(公印省略)

### 特定福祉用具販売に係る取扱いについて（通知）

「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成11年3月31日厚生省告示第94号）」の改正（令和6年3月15日厚生労働省告示第86号）については、本年4月1日から施行され、特定福祉用具販売に係る種目にスロープ（第7項）、歩行器（第8項）及び歩行補助つえ（第9項）が新たに追加され、これらの品目は福祉用具貸与と選択できる取扱いとなったところです。

つきましては、追加された種目の特定福祉用具販売について下記のとおり取扱いますので、各事業者におかれましては適切に運用していただきますよう通知します。

#### 記

##### 1 追加された種目の取扱いについて

追加された種目の取扱いについては、介護保険最新情報（Vol.1225, Vol.1261）に記載の事項を参考し、適切に取扱うこと。なお、これらに記載のない疑義が生じた場合は、保険給付適正化の観点から、適宜本課担当あてに確認をすること。この場合、他保険者と取扱いが異なる場合があることにあらかじめ留意すること。

##### 2 種目別の取扱い留意事項について（本市運用）

	留意事項	備考
(7) スロープ	・複数個の利用が想定されること	・申請時には設置を見込む箇所の状況が分かるもの（写真・図面など）を添付することが望ましい。（任意）
(8) 歩行器	・複数個の利用が想定されること ・交換を前提とした消耗部品は保険給付の対象とすること（*）	（*）特定福祉用具購入費の支給対象として保険給付を受けたものに限る。
(9) 歩行補助つえ	・複数個の利用が想定されること ・交換を前提とした消耗部品は保険給付の対象とすること（*）	（*）特定福祉用具購入費の支給対象として保険給付を受けたものに限る。

※保険給付を受けた福祉用具の破損や身体状況の変化に伴う再購入の際は、事前申請が必要です。

### 3 その他の留意事項

- (1) 販売した特定福祉用具のメンテナンスに係る費用（交換を前提とした消耗部品の購入費を除く）については、保険給付の対象としません。
- (2) 福祉用具の貸与・購入の選択に際しては、利用者に不利益が生じないように、利用者が選択するにあたって必要な情報を適切に提供するとともに、当該事実について遺漏なく記録してください。

（介護保険最新情報 Vol.1225 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A 問101、103）

### 4 実施日

通知の日から実施します。（通知の日以降の申請分から対象とします。）

担当	高齢福祉課 介護保険係
電話	0771-25-5182